

必須判定手続規則

(目的)

第1条 本規則は、日本知的財産仲裁センター（以下「センター」という。）と特定の技術標準規格（以下「対象技術標準規格」という。）にかかる必須特許の実施許諾団体（以下「許諾団体」という。）との合意に基づき、特定の特許が対象技術標準規格で規定される機能及び効用の実現に必須であるか否かにつきセンターが行う判定（以下「必須判定」という。）に関する必要な手続を定める。

(対象技術標準規格の指定)

第2条 センターが必須判定を行う対象技術標準規格は、別表1に指定する技術標準規格とする。

(必須判定の申立て手続)

第3条 必須判定の申立人は、下記の事項を記載した所定の申立書をセンターに提出しなければならない。

一 申立人の氏名（又は名称。以下同じ。）、住所（又は居所。以下同じ。）及び連絡先（電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス）並びに申立人が法人であるときはその代表者の氏名

二 代理人を定めた場合は、その氏名ならびにその住所及び連絡先（電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス）

弁護士又は弁理士でない者が代理人となるときは、センターの承認を得なければならない。

三 申立ての趣旨

四 申立ての理由

2 前項四号の申立ての理由には、下記の事項を記載しなければならない。

ア 必須判定を求める特許（以下「本件特許」という。）の手続の経緯

イ 本件特許発明の説明

ウ 対象技術標準規格のうち本件特許が必須であるとする部分（以下「対象部分」という。）の説明

エ 本件特許発明と対象部分との対比

オ 本件特許発明と対象部分との一致点と相違点等に関する申立人の主張

カ 本件特許発明によらなければ、対象部分の機能及び効用を実現することができないとする理由

3 申立人は、次のものを申立書に添付するものとする。

一 申立人が法人であるときは、代表者の資格を証する書面

二 代理人を選任したときは、代理権を証する書面

三 申立ての理由を証すると考える資料

四 許諾団体が要求する場合は、別表2の当該許諾団体の指定する書式による宣誓及び同意書

4 申立人は、第1項に定める申立書並びに前項に定める添付書面及び資料を電子的方法によって提出することができる。ただし、センターが必要と認めて申立人に通知したときは、その原本を提出しなければならない。

(判定人の選任)

第4条 センターは、センターが常備する判定人候補者名簿（以下「名簿」という。）から弁護士、弁理士各1名を判定人に選任する。判定人が死亡、辞任、その他の理由により欠けた場合も同様とする。

2 センターは、いずれかの判定人から申立てを受けたときは、名簿から1名の判定人を追加選任する。

(判定人の利害関係情報開示義務)

第5条 判定人は、就任に際して、申立人及びセンターに対し、利害関係に関する説明書を提出するものとし、自己の公正性又は独立性に疑いを生じる恐れがある事実があるとき又は発生したときは、遅滞なくその全部を開示しなければならない。

(判定人の忌避)

第6条 申立人は、判定人に公正性又は独立性を疑うに足る相当の理由があるときは当該判定人の忌避を申し立てることができる。

2 センターは、前項の申立てに理由があると認めるときは、忌避を理由があるとする決定をしなければならない。

(審理及び期間)

第7条 判定人は、本件特許が必須であることを疑う理由があると認める場合は、申立人にその理由を示して、申立人に書面又は口頭により意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項のほか、判定人は、適宜、申立人に対して判定事項について説明を求め、また、意見を述べさせることができる。

3 判定人は、許諾団体に対して必須判定のため必要と認める事項について、適宜、文書又は口頭で照会し、説明を受けることができる。

4 必須判定は申立書の受理日から2月以内に終了することを目標とする。

(守秘義務)

第8条 必須判定手続及びその記録は、これを非公開とし、判定人、判定人候補者、事件管理者、運営委員及びセンター事務局職員並びに当事者およびその代理人は、全当事者から開示、利用することに同意を得た場合を除き、必須判定ないし再判定の申立ての存在、内容及び結果（必須判定手続に関する事実または必須判定手続を通じて知り得た事実を含む）を開示又は利用してはならない。この職を退いた後も同様とする。但し、センターは、知的財産関連紛争解決についての啓蒙、研究などに必要な場合、当事者名、申立対象特許などの具体的内容を特定しないでこれを開示することができる。

(判定書)

第9条 必須判定の結論は、判定書を、申立人及び許諾団体に送付することにより告知する。

(判定の性質)

第10条 必須判定は、センターが選任した判定人の意見であって、許諾団体の定めるところにより当該許諾団体及び申立人に対して拘束力が及ぶことがある他は、何人に対しても拘束力を有しない。

(不服申立て)

第11条 必須判定に対しては、不服を申立てることができない。

(再判定の申立て)

第12条 前条の定めによらず、次の場合は、いつでも、必須判定について再判定の申立てをすることができる。

- 一 必須認定再判定 必須でないとの判定を受けた特許について、当該特許権者が、申立ての理由を証すると考える新たな証拠と共に、改めて必須であるとの判定を求める場合
 - 二 必須否定再判定 必須であるとの判定を受けた特許について、当該特許権者以外の者が、他に対象部分の機能及び効用を実現することができる代替技術があることを理由として、必須でないとの判定を求める場合
- 2 第1項第二号の再判定の判定人は、相当の期間を指定して、当該特許権者に対して、再判定の申立書に記載された理由に対する反論書を提出する機会を与えなければならない。
- 3 再判定については、第3条第1項、第3項及び第4項、第4条ないし第10条ならびに第12条ないし第14条の規定を準用する。ただし、第4条による判定人の選任

については、止むを得ない事情がある場合を除き、先の必須判定を行った判定人が判定人に選任されるものとし、第7条第1項の「申立人」は「申立人及び当該特許権者」と読み替えるものとする。

(取下げ)

第13条 申立人は、申立人に対する判定書の発送が行われるまでは、いつでも必須判定の申立てを取下げることができる。

(手数料)

第14条 申立人は、申立て時に、必須判定を行う対象技術標準規格毎に、別途定める手数料をセンターに納付しなければならない。

2 手数料が納付されない場合、又は納付された手数料が不足している場合、センターは申立人に対し通知受領日から1週間以内に不足額を納付するよう求めることができ、申立人がこの期限内にこれを納付しない場合、当該申立ては取下げられたものとみなすことができる。

3 センターが受領した手数料は、申立ての取下げの場合を含め、返還しない。

(事件管理)

第15条 必須判定事件の管理は、センターの運営委員会又は支部運営委員会(以下「運営委員会」という。)が行い、その事務はセンターの事務局が行なう。

2 運営委員会は必須判定の申立てがあったときに直ちに事件管理者を選任してその事件の管理に当たらせる。

3 事件管理者は、必要に応じて期日に同席することができる。

附 則

この規則は、平成18年4月4日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年1月9日から施行する。

別表1 — センターが必須判定を行う対象技術標準規格

1. デジタル放送プールに関する対象技術標準規格

番号	ARIB規格名称
ARIB STD-B10	デジタル放送に使用する番組配列情報
ARIB STD-B20	衛星デジタル放送の伝送方式
ARIB STD-B21	デジタル放送用受信装置
ARIB STD-B24	デジタル放送におけるデータ放送符号化方式と伝送方式
ARIB STD-B25	デジタル放送におけるアクセス制御方式
ARIB STD-B29	地上デジタル音声放送の伝送方式
ARIB STD-B30	地上デジタル音声放送用受信装置
ARIB STD-B31	地上デジタルテレビジョン放送の伝送方式
ARIB STD-B32	デジタル放送における映像符号化、音声符号化および多重化方式
ARIB TR-B13	地上デジタル音声放送運用規定
ARIB TR-B14	地上デジタルテレビジョン放送運用規定
ARIB TR-B15	BS／広帯域 CS デジタル放送運用規定

注：MPEG-2規格、MPEG-4規格、H.264|MPEG4AVC規格、IEEE1394規格、およびサーバー型放送部分は、プール対象範囲から除かれるものとする。

別表1 — センターが必須判定を行う対象技術標準規格

2. デジタルケーブル放送プールに関する対象技術標準規格

番号	規格名称	説明
JCTEA STD-001	デジタル有線テレビジョン放送 限定受信方式	
JCTEA STD-002	デジタル有線テレビジョン放送 多重化装置	
JCTEA STD-003	デジタル有線テレビジョン放送 番組配列情報の構成及び識別子の運用基準	
JCTEA STD-007	デジタル有線テレビジョン放送 デジタルケーブルテレビジョン受信装置	
JCTEA STD-011	デジタル有線テレビジョン放送 地上デジタルテレビジョン放送パススルー伝送方式	
JCTEA STD-012	デジタル有線テレビジョン放送 地上デジタルテレビジョン共同受信用ヘッドアンプ	
JCL SPEC-001	B S デジタル放送トランスモジュレーション運用仕様	
JCL SPEC-001-01	B S デジタル放送トランスモジュレーション運用仕様 不正使用防止機能詳細仕様	
JCL SPEC-001-02	B S デジタル放送トランスモジュレーション運用仕様 ダウンロード機能運用仕様	
JCL SPEC-002	東経110度CSデジタル放送 トランスモジュレーション運用仕様	
JCL SPEC-003	デジタル放送リマックス運用仕様（自主放送）	
JCL SPEC-004	デジタル放送リマックス運用仕様（i-HITS）	
JCL SPEC-005	J C - H I T S トランスモジュレーション運用仕様	
JCL SPEC-006	地上デジタルテレビジョン放送パススルーならびに自主放送 運用仕様	
JCL SPEC-007	地上デジタルテレビジョン放送トランスモジュレーション ならびに自主放送 運用仕様	
ARIB STD-B20	衛星デジタル放送の伝送方式	送信側の多重化技術部分を除外。
ARIB STD-B24	デジタル放送におけるデータ放送符号化方式と伝送方式	第一編第2部4.4節および 第二編付属4および付属5を除外。
ARIB STD-B25	デジタル放送におけるアクセス制御方式	第1部第5章および第6章、第2部、第3部を除外。
ARIB STD-B31	地上デジタルテレビジョン放送の伝送方式	送信側の階層伝送技術部分を除外。
ARIB STD-B32	デジタル放送における映像符号化、音声符号化及び多重化方式	

ARIB TR-B14	地上デジタルテレビジョン放送運用規定	ワンセグ関連部分の送出・送信用技術部分を除外。受信機のCプロファイルを除外。
ARIB TR-B15	BS／広帯域CSデジタル放送運用規定	送出・送信用技術部分を除外。
その他の ARIB 規格	上記 JCTEA 規格ならびに JCL 運用仕様で ARIB 規格準拠もしくは ARIB 規格に従うと明記されている規格部分	ARIB STD-B10, B21 には、ケーブル放送側の標準規格・運用仕様で転記、引用、準拠等がされている部分がある。

但し、MPEG-2規格、MPEG-4規格、H.264/MPEG-4 AVC規格、IEEE1394規格及びサーバー型放送は対象範囲から除く。

別表 2 - 第3条3項四号に定める許諾団体指定の宣誓及び同意書の書式

1. デジタル放送プールに関する許諾団体指定

必須判定の申立人による宣誓及び同意書

必須判定の申立人（以下、甲という）は申立書を日本知的財産仲裁センター（以下「センター」という。）に提出するに際し次の事項に宣誓のうえ、同意する。

- 一 甲は必須判定手続規則に同意する
- 二 甲はセンターより受けた判定書に記載された必須判定の結論をデジタル放送に関する A R I B 規格特許プール（以下「プール」という。）設立の目的にのみ使用する
- 三 甲はセンターより受けた判定書及びそれに記載された必須判定の結論についてプールに参加する以外のいかなる用途においても開示または利用しない
- 四 甲は必須判定の申立てにかかる特許は有効でありまた必須であると信じるもののみを申立て、誠実に必須判定の申立てを行う
- 五 甲は判定人が将来、判定人が必須判定を行った甲所有特許に関する係争を除いて、甲に対抗する第三者を代理することができることに同意する

以上の宣誓及び同意の証として、甲は本必須特許判定の申立人による宣誓及び同意書を一通作成し、必須判定申立ての際に必須判定手続規則第3条に規定する書類とともにセンターに提出するものとする。

年 月 日

甲： _____

別表 2 - 第3条3項四号に定める許諾団体指定の宣誓及び同意書の書式

2. デジタルケーブル放送プールに関する許諾団体指定

必須判定の申立人による宣誓及び同意書

必須判定の申立人（以下、甲という）は申立書を日本知的財産仲裁センター（以下「センター」という。）に提出するに際し次の事項に宣誓のうえ、同意する。

- 一 甲は必須判定手続規則に同意する
- 二 甲はセンターより受けた判定書に記載された必須判定の結論をデジタルケーブル放送に関する特許プール（以下「ケーブルプール」という。）設立の目的にのみ使用する
- 三 甲はセンターより受けた判定書及びそれに記載された必須判定の結論についてケーブルプールに参加する以外のいかなる用途においても開示または利用しない
- 四 甲は必須判定の申立てにかかる特許は有効でありまた必須であると信じるもののみを申立て、誠実に必須判定の申立てを行う
- 五 甲は判定人が将来、判定人が必須判定を行った甲所有特許に関する係争を除いて、甲に対抗する第三者を代理することができることに同意する

以上の宣誓及び同意の証として、甲は本必須特許判定の申立人による宣誓及び同意書を一通作成し、必須判定申立ての際に必須判定手続規則第3条に規定する書類とともにセンターに提出するものとする。

年 月 日

甲： _____